

## 小學と書

宇佐美 文理

### はじめに

「書畫」として、近代的意味での藝術を考えるとときに重要な位置の一角を占める「書」は、『周禮』において六藝すなわち「禮樂射御書數」のひとつとして數えられ、君子の學ぶべき「技藝」として認識されてきた。對する「畫」が、そこに列せられないがために、その社會的地位の向上に苦心したのはよく知られる。

しかしながら、この「六藝」は、『周禮』あるいは『周禮』撰述に近い時代の話であつて、たとえば宋代にはこの六藝をたしなむべしという積極的な議論はすでにない。それは、そもそもそれらの技藝をすべてこなすことのできる士大夫は存在しないことと連動している。確かに書は六藝の一として、繪畫とは違つて既に君子の藝としての地位を確立していたと考えられることが多いが、そもそも『周禮』六藝とは、何だったのか。そして、それはその後どういう經緯をたどるのか、それをすこし考えてみたい。

論點は二つ。ひとつは、小學と書との關係である。周禮六藝は、小學で教えられた、とされるが、これはどのよう

な意味を持つのか。もう一點は、書が目録分類史上どのような變遷をたどり、それがどのような意味を持ったのか、である。

## 一 六藝と小學

『漢書』藝文志は、六藝略小學の序において、

古者、八歳にして小學に入る。故に周官保氏、國子を養ふを掌り、之に六書を教ふとする。ここで保氏が現れるのは、『周禮』保氏に、

國子を養ふに道を以てし、乃ち之に六藝を教ふ。一に曰く五禮……五に曰く六書。

とするからである。『漢書』は、保氏が教えたもの、即ち周禮六藝が、小學で教えられたものとしている。そして後世この記述が大きな影響力を持って通用していく。しかし、『周禮』は果たして小學で六藝を、あるいは六書を教えていたと考えていたのか。このことは、六藝の、また書の歴史を考える上で、重要な問題である。

これは、たとえば『大戴禮記』の

古者、年八歳にして出でて外舎に就きて小藝を學び、小節を履む。束髮にして太學に就き、大藝を學び、大節を履む。(保傳)

について、盧辯が

小學、虎門を謂ふ。師保の學なり。

と註釋したことに見えるように、小學で教えるのは師保の學、即ち周禮六藝とみなされ、「小學で六藝を教える」という『漢書』藝文志の考えが通念となつてゐることがわかる。「小學」という言葉が現れるのは、保傅篇にも言葉は出るが、「八歳にして云々」から言えば、『尚書大傳』に見える小學のことを意識するだらう。

十五にして小學に入り、十八にして大學に入る。<sup>(2)</sup>

これと保氏の記述をあわせて、『漢書』藝文志の記述が現れるわけである。しかし、盧辯が同處の注の最後に、

内則の十年にして出でて外傳に就き、外に居宿して書計を學ぶと曰ふ者は、公卿以下の子を家に教ふるを謂ふなり。

と、内則を引いていることが示唆するように、實は六藝全てを小藝（あるいは小學の科目）としてよいかは問題がある。内則は、この「十年で書計を學ぶ」としたのちに、

十有三年にして樂を學び、詩を誦し、勺を舞ふ。成童にして象を舞ひ、射御を學ぶ。二十にして冠し、始めて禮を學び、以て裘帛を衣るべし。大夏を舞ひ、惇く孝弟を行ふ。〔『禮記』内則〕

としてゐるように、いずれが小學の科目（小藝）でいずれが大學の科目（大藝）かは明確でない。しかしながら、八歳か十歳かという違いこそあれ、最初に學ぶのは小藝であるから、内則に依ればそれは「書計」であり、少なくとも書計が小藝であることは認められるであらう。しかし問題として残るのは、「小學」が、内則の文脈の中ではどこに位置づけられるのか、ということである。<sup>(3)</sup>

ところで、『漢書』藝文志を引きつぐ『隋書』經籍志は、内則に従つてゐる。

六年 之に數と方名とを教ふ。十歳 小學に入り、書計を學び、二十にして冠し、始めて先王の道を習ふ。(小學序)

即ち、内則に従いつつ、十歳での學習を「小學」としている。これは『漢書』藝文志の「小學で書を學ぶ」發想を受け繼いでいるが、『漢書』藝文志とは違って、六書を教えたのではなく、「書計」という読み書きそろばんというイメージにとどまっている。要するに、「子供」の藝としての書と、「大人」の藝としての書という観点で考える必要があるということである。これは、ここでは議論する餘裕がないが、「藝術」全般について、政治家としての士大夫の藝である「午前の藝」と、退朝後の「午後の藝」すなわち現代の意味での藝術の意味に近い藝、という対比とともにさらに考察が必要な問題である。

## 二 小學という分類

前章で見たのは、「小學」という教育システムの話である。しかし、「小學」と言うとき、もうひとつ書物あるいは學術の分類としての小學がある。通常、教育システム上の小學の方が先行して存在し、その言葉を、小學という學問分類は採用したとされている。<sup>4)</sup>しかし、この二つはそもそもどのような関係にあるのか。このことを學問の分類という点からすこし考えてみたい。

小學という分類を考えると、まず問題になるのは『漢書』藝文志であり、そこでは『爾雅』が孝經類におかれた

ことが、これまで色々と先人を悩ませてきた。これについては、王先謙が、藝文志の補注で、鄭玄の『六藝論』と『駁五經異義』を引いたうえで、

然らば則ち爾雅と孝經、同じく釋經總會の書なり。故に孝經家に列入す。隋志の析けて論語に入れるは非なり。とするのが、おそらく最も穩當で一般的な解釋であろう。<sup>(5)</sup>しかし、あるいは『孝經』を釋教總會の書だと考えるところでも、どうしても氣になるのは、小學類があるにもかかわらず、『爾雅』が小學類に入っていないことである。

劉光蕡『前漢書藝文志注』は、孝經類までを劉向とし、小學は劉歆とするが、それはいささか大膽ではないかと思われる。しかし、『郡齋讀書志』のように『爾雅』は小學の類であつて、孝經類に附するのはまちがっている」とま

で斷定出来るのかと言われると、それも躊躇される。<sup>(6)</sup>ちなみに余嘉錫は

孝經部、古今字と小爾雅を一類と爲す。按ずるに、爾雅は訓詁の類なり。義理を主とす。古今字は、篆隸の類なり。形體を主とす。則ち古今字は必ず當に史籀倉頡の諸篇に依りて類を爲すべく、當に爾雅と類を爲すべからず。

又た二書亦た當に孝經に入るべからず。〔校讐通義〕

としており、『郡齋讀書志』の考え方を引きつぐ。しかし、姚振宗がそれらを同じ一類の學で相表裏する者としたうえで、

漢の時、皆以て小學と爲さず。〔漢書藝文志條理〕

としていることは注目すべきではないか。つまり、確かに『爾雅』と小學書は似ているが、『爾雅』は漢代には小學ではなかった。端的に言えば、『爾雅』は、單に「文字」の書物ではなく、經義に直接關わるものとして、「小學」ではなかった。言い換えれば、この時點では、小學という分類は、經義に關わるものでもなく、また、六書という理論

が問題になるような學でもなく、「文字が書ける」というレベルのもの、つまり、まさしく「小學」において學べた、書計の「書」が意識されたのである。<sup>(7)</sup>

## 二 「道藝」という概念

もう一點、六藝の書を考えるときに問題になるのが、『周禮』にしばしば現れる「道藝」<sup>(8)</sup>という概念である。先にも觸れたが『周禮』保氏は「養國子以道、乃教之六藝」とするが、ここで「道」と「藝」はどのような関係にあるのか。鄭玄は、

國子を養ふに道を以てすとは、師氏の德行、審らかに之を諭へ、而る後に之に教うるに藝儀を以てするなり。とし、ここでいう道を、『周禮』において保氏の直前にある「師氏」が教える三徳三行という、「德行」<sup>(9)</sup>のことを指すとしている。あくまでも「德行」を教えた上で、あるいは「德行」を獲得した上で、六藝を教えるのである。つまり「道藝」は、「道に基づく藝」という意味になる。しかし鄭玄は、この「道藝」の語を、「道に基づく藝」ではなく、いわば「道Ⅱ藝」として「徳」と對置させて解釋するところがある。それは、大司樂「凡有道德者、有徳者、使教焉」に對する鄭注、

道は才藝多き者、徳は躬行を能くする者なり。舜の夔に命じて樂を典どり冑子を教へしむる是なり。

がそれである。<sup>(10)</sup> 鄭玄は、ここでは「道」と「徳」を、「道Ⅱ才藝」と「徳Ⅱ躬行」というセットとして解釋しようと

する。<sup>(11)</sup>ただし、これはすべてこれで統一されているわけではなく、鄭玄は『禮記』少儀の、

品味を問ふに、子は亟しば某を食するかと曰ひ、道藝を問ふに、子は某を習ふか、子は某を善くするかと曰ふ。に見える「道藝」には、

道は三徳三行なり、藝は六藝なり。

と注しており、ここでは明らかに「道」＝「徳と行」として藝と對置させている。ただし、少儀本文を、「それを習いましたか、それができますか」という意味と考えるなら、かえつて道藝は、上記のように、徳行をはずして技藝のみと考えた方がわかりやすかつたはずである。孔穎達正義がこれを「習於某道」「善於某藝」と言い直した上で

道は難きが故に習うと稱し、藝は易きが故に善と稱するなり。

とするのは、いかにも苦しい。<sup>(12)</sup>いずれにしても、鄭玄の解釋は揺れている。

なお、徳行と道藝の關係については、禮に注が作られた時代である漢代の現實との關係を無視出来ない。郷大夫の「興賢者能者」について、鄭衆は

賢者を興すとは、今の孝廉を擧ぐるが如し。能者を興すとは、今の茂才を擧ぐるが若し。

と、賢者に孝廉を、能者に茂才をあてており、區別をしているかにみえる。<sup>(13)</sup>また鄭玄も同處の注で、  
賢者は徳行有る者、能者は道藝有る者なり。

と明確に區別する。要するに、理念的には賢者と能者は一體であるべきものだが、現實的には兩立している人間を探し出すのは難しく、どちらかだけでもよければ、という「本音」が出ていと言えようか。それは、

初め、郡國をして孝廉を擧げしむるに、年を限ること四十以上、諸生の章句文史に通じ、牋奏を能くするものに

して乃めて選に應ずるを得。其の茂才異行有ること、顔淵子奇の若きは、年齒に拘らず。(『後漢書』順帝紀)

雄又た上言すらく、…自今、孝廉は年四十に満たざれば察舉するを得ず、皆な先づ公府に詣り、諸生は家法を試み、文吏は牋奏を課し、之を端門に副へ、其の虚實を練し、以て異能を觀、以て風俗を美とし、科令を承けざる者有れば、其の罪法を正し、若し茂才異行有れば、自ら年齒に拘らざるべしと。帝之に従ふ。(『後漢書』左雄列傳)

いずれも、四十以上で始めて孝廉に擧げられるようにせよということだが、「茂才」つまり、現実的な才能を持った人間は、年令にこだわらないという、要するに才能のある人間が欲しいという本音が表れた文章になっている。孝廉という「德行」が必ずしも「才能」を伴わないことは、だれもが承知のことだった。<sup>(14)</sup>

先に鄭衆が孝廉と茂才を別々のものとして注釋したのは、現實に即した注釋だった。が、この部分の『周禮』自體の意味は置くとして、『周禮』がもつある發想つまり、保氏ならびに鄭玄注にも示される、道の習得にもとづく藝術の習得、即ち徳と藝を併せ持つのが理想という發想(要するに賢者＝能者)、があるものの、現實にはそううまくはいかない。しかし、そのような「理想的人物」は、「想定」されているということ自體が大事だった。それこそが、のちの中國の「技術論」の根本、すなわち、後代の士大夫の藝術論の原形であるとも言えるのである。<sup>(15)</sup>

藝と人間の内面との關係については、『禮記』樂記の「徳成るは上、藝成るは下」があまりにも有名で、鄭玄も『周禮』を意識しつつ「徳は三徳、藝は才技」と注するわけだが、『論語』述而の「志於道、據於徳、依於仁、游於藝」とともに、『周禮』の「道藝」が注釋者達を悩ませた現實は、後世の藝術理論史に大きな影を投じていると見ねばなるまい。<sup>(16)</sup>



#### 四 目錄學史的考察

さて、話を『漢書』藝文志にもどして、そこから宋代までの流れを見ておきたい。

『漢書』藝文志では、書は「小學附近」にいたわけだが、ここでは、他の五藝が『漢書』藝文志でどこに分類されたかを見ておこう。六藝略にあることがすぐに豫想される禮樂はよしとして、射、御、數はどこに在るであろう。

まず數は、數術略の存在が氣づかれる。數術略は必ずしも六藝の數とは一致せず、多様なものを含むことに注意が必要だが、その名稱に「數」が入ることが端的に示すように、まさしくそこに分類されている。具體的には、「曆譜」の屬に、「許商算術」「杜忠算術」がある。ただし、曆譜の末尾に付録のような印象を與える配置であり、これは、數術略自體が史官に基づき、占卜を第一の分類理念とすると明確に序で語られていることもあつて、あくまでも曆のための基礎學として存在としてみるとみるべきであろう。

では、射御はどうか。豫想されるのは兵書略であろう。その兵技巧類に、「逢門射法」をはじめとした射法四部ほか著録されている。ただし、その兵技巧の小序には、

技巧なる者は、手足に習い、器械に便に、機關を積みて、以て攻守の勝ちを立つる者なり。

としていることには注意が必要だろう。いわば純粹な技術の書である。ただ、この兵技巧は色々問題を含んでおり、『蒲苴子弋法』があるかと思えば、『五子胥』もあり、『蹴鞠』までも含む。この『蹴鞠』は、劉向『別録』が

武士を練し、有才を知る所以なり。<sup>117)</sup>

としているように、射と同じ「取士」の役割を蹴鞠に見ていたことがわかる。『五子胥』については、王應麟『漢書藝文志考證』が言うように、伍子胥が陸戦と船戦についての進言を闔廬にしているという『武經總要』の記述にもとづけば、具體的な戦術にかかわるものだったのである。班固が『七略』から『墨子』を抜くと同時に、『司馬法』も兵書略から抜いて六藝略禮類に入れたことからわかるように、<sup>118)</sup>兵書略は、あくまで実践的な軍事書ということができる。ただし、「雑家兵法五十七篇」を含むことが示すように、諸子略雑家類と同様、兵書ではあるものの、兵權謀以下に含め得ない書物を仕方なくここに放り込んだのではと思われる。いずれにしても、「周禮六藝」のまともりは、既にこの時点で解消してしまっている。それは意味のない指摘と思われるかもしれないが、後に見るように、實際に宋代にはこれがまとめられるのである。

次に『隋書』經籍志は大きく變化をする。關係する箇所を挙げると、以下のようになる。

經部小學類 蒼頡篇、千字文、說文解字、「四體書勢」、石經

史部簿錄類 七略、法書目錄、文章志（四卷）、書品、（名手畫錄）

子部雜家類 道術志三卷、述伎藝一卷

子部兵家類 碁品

書に關する書物は、經部小學類と史部簿錄類に分割されていることがよくわかるであろう。簡単に言えば、文字に關わるものが小學に、作品あるいは評論に關わるものが簿錄にといい構造になる。これをもって、書においての「作品」なり「評論」なりの意識の成立を讀み取るとはやさしい。しかし、問題は、法書目錄や書品が簿錄類にあると

いうことである。六朝期にいわゆる藝術に關する「評論」が登場することはよく知られることだが、『隋書』經籍志も既に評論書というものに對する意識は存在すると思われる。それを反映して、『文心雕龍』『文章流別集』は、文學の評論なので、文學の分類である總集類に收められる。碁品が兵家類にあるのも、廣義の「兵法」に關する評論であるからである。つまり、同様な意識に基づく。従つて、『書品』は、「書」が本來あるべきところに分類されるべきであつた。しかし、それは「あるべきところが無い」ので、簿録類に入れざるを得なかつたのである。それは、繪畫に關する「名手畫錄」が簿録類にあるのと同じことである。繪畫についてはそもそも「繪畫」という分類がまだ存在しなかつたのである。しかし、書の場合は繪畫とは相當狀況が異なつていたはずである。つまり、小學に行く可能性もあつた、ということである。しかし、『隋書』經籍志は小學には入れなかつた。これをどう考えるのか。

書は、書くもの、であつた。小學は、もちろん書くことも關係するわけだが、「知る」ことが先行する。そしてそれは、正しく書くことだけが求められた。「どのように書くか」は少なくとも目録上の小學では問題とされなかつたのである。

續いて『舊唐書』經籍志は、經部小學類の内容はほぼ『隋書』經籍志と同じだが、『書品』が簿録類から小學類に移っている。これは、『舊唐書』經籍志における雜藝術類の登場と合わせ考える必要がある。これは、『七錄』に既に存在していたのだが（術技略のなかの雜藝部）、ただ『七錄』は序しか残つておらず、何が入つていたかはわからない。『舊唐書』經籍志の雜藝術類には、『投壺』『六博』『碁品』がある。『碁品』は、隋志から舊唐志にかけて、「兵↓雜藝術」と動いたわけで、これは雜藝術の展開（本來の實用的な意味から、遊技へ）を示すものである。されば、書もここに來ても良さそうなものだった。しかし、「書は小學」という力が、書は「畫と同じ雜藝」という意識より

強かったということになる。いずれにしても、この甚品等がここに來たのは、「藝術」の歴史として重要な事實である。(くりかえすが、これは『七録』がすでにそうだったのかもしれない)

そして、『崇文總目』が、大きな轉回點となる。まず問題になる史部目錄類は、冒頭に「符瑞圖目」があるのみで、あとはすべて書目。既に目錄類と書畫は切り離されていると考えてよからう。<sup>(19)</sup>

經部小學類には、『評書』(太宗)『千字文』『書品』『法書要錄』などが收められる。そして、子部には、類書の後に、算術類、藝術類、醫書類、卜筮類、天文占書類と続く。このうち藝術類は、

藝術類 射經……書品錄、唐畫斷……歷代名畫記……棋訣……投壺經……相馬經……

となつてゐる。つまり、崇文總目は、禮樂射御書數というものを重視した。この「書は小學、畫は藝術」は、『崇文總目』を承ける『祕書省續編到四庫闕書目』『宋史』藝文志の二書、さらに『郡齋讀書志』がその傾向を受け継ぐ。

一方『遂初堂書目』は、禮樂射御書數を重視する。しかし書については、書畫とともに藝術類に含めた。そして四庫全書がその傾向を受け継いでいくことになるのは、よく知られたことである。つまり、書が「書畫」とセットになつて「藝術」になつたというのは、二つの要素を考える必要がある。ひとつは、藝術の獨立、というか、書畫を藝術として認めるという意識が宋代に進展し、『遂初堂書目』はまさにそれを體現した、という考え。しかし、この宋代の藝術に関わる目錄の大きな變化のもとになつたのは、やはり『崇文總目』である。そして、『崇文總目』の意識は、「禮樂射御書數」の復権、ルネサンスにある。士大夫の技術、という意識の復活である。<sup>(20)</sup>ただし、『崇文總目』は、「書」を雜藝にいれるまでの思い切つたことはできなかった。それに對して、『遂初堂書目』は、二つの意味ではつきりしてゐた。一つは、禮樂射御書數という構造は守る。さらに、その原理を原理のままに守る。それは、書を射や

數と同じ（雜）藝術に組み込むということである。ただ、それを組み込んだのは、書を「藝術」として、つまり、「優雅な技術」「士大夫の遊戯」というイメージで取り込んだのかどうか、は問題として残る。實は、『崇文總目』のこの「禮樂射御書數」の尊重は、極めて圖式的なものであつて、そもそも宋代の士大夫が、「射」や「御」には全くかわつていない。もちろん目録は、源流を大事にするということは一つの理念としてあるのだが、ここではあまりに現實と乖離していると言わざるを得ない。従つて、『遂初堂書目』のとつた態度は、一面では原理的、一面では（現代の視点から見ると）藝術という發想の表れとみることができる。

今少し書に注目して『遂初堂書目』を見てみよう。尤表は藝術のところの「最初」に書を持ってきている。順序は、書、畫、算、投壺、

である。對して『崇文總目』を再度確認すると、數術が獨立して藝術の前にあり、藝術に「書」がないのは當然として、繪畫から始まるのではなく、「射」から始めている。つまり、その意味では、『遂初堂書目』とは違つて、この「禮學射御書數」意識は強烈といつてよい。それに比べたとき、『遂初堂書目』はやはり「書畫」のかたまりであることが重要で、とりわけ、繪畫の進出に注目すべきであらう。

その後、たとえば『國史經籍志』が算法を小學に入れたこと、あるいは逆に『脉望館書目』が字學を子部に移したことなど、結局は「六藝」という基本的發想をもとにしたこの二つの力がどのようにかかるのかというのが、書の目錄學の一つの特徴であると言えようか。

## おわりに

ここまで、「六藝の一つである書は、六書として小學で教えられており、小學が經書に準じるものであることもあって、書は士大夫の教養として古くから認められてきた」、という記述が必ずしも確實でないこと、また、六藝が『漢書』藝文志の段階では既に六藝としてのまとまりが解消していたが、宋代にそれが復活し、そのことが宋代における現代の意味での「藝術」の成立にかかわったことを見てきた。書というものの學問あるいは文化全體での位置については、さらに各方面からの分析が必要であろうと思われ、それぞれ細部に踏み込めない本稿はそのほんの一端を示し得たに過ぎない。「道藝」という概念とその注釋が持つている問題と共に、今後の課題として、今は筆を擱く。

## 注

- (1) この部分、小學の上に外舍を補うべきかなど、議論のあるところだが、しばらく孔廣森補注本による。
- (2) 『儀禮經傳通解』卷十七所引。十五年で小學に入る、は『白虎通』にも見える。『尚書大傳』の異文も含め、『白虎通疏證』の當該部分(卷六「辟雍」)参照。
- (3) 柳之槩氏は、書數を小藝、禮樂射御を大藝とする。同氏「西周官學(六藝)之教的衰落和孔子私學的教育課程及其影響」(『安徽師大學報』(哲學社會科學版)一九八五年第一期)また、六藝の書が「小學の技であつて、

大學の道ではない」という指摘は、吳鵬「六藝之一」與（翰墨小道）（『文藝研究』二〇一〇第一期）に見える。なお、後世、この『漢書』藝文志の發言が確定していくのは、ひとつには許慎の發言、「周禮、八歳入小學、保氏教國子先以六書」（『說文解字』十五篇上）の影響も大きかったであろう。（この「八歳入小學」が『周禮』に見えないことについては諸説あり定まらないが、阿辻哲次「史書」と「史編」（『人文論集』三三三號）が「周の禮制」とするのが穩當かと思われる。加えて本稿は、『漢書』藝文志の記述の影響を考えたい。）なお、段玉裁は、この「周禮、八歳入小學」に對して、『大戴禮記』保傅、同處盧注、『白虎通』を大子の禮、『尚書大傳』「十三始入小學」を世子入學の期、『尚書大傳』「十五始入小學」を、晩成なる者は十五才、早成なる者は十八才、とし、内則は「公卿以下教子於家也」として、各記述の「年令の差」を説明した後、『漢書』食貨志と『白虎通』が八才とし、許慎も「八歳入小學」とするのは、教法を概説したのであって、専ら「大子」のことを言うのではないとする。そして、内則に關しては、「六年教之數與方名」つまり六才で既に書と「算」を修得し、さらに十才になると外傳について「六書の理」と「九數の法」いわばレベルアップして書計の理論を學ぶのだとし、だから内則は「十年學書計」と言うのであって、他書が「八才」とするのは「所傳不同」でかたづけられる。そして、「周禮には「八才入小學」という文章は無いのだが、この後に保氏がでてくるので、合わせて周禮にかけて記述した」としている。要するに、この部分の説明は「不可能」なのであって、これも『漢書』藝文志の記述に基づく發想、即ち、漢代になってから考え出された記述に過ぎないのである。なおまた孫詒讓は、周禮六藝を、『大戴禮』保傅を引いた上で「大小藝を通じて言ったもの」とする。（『周禮正義』卷二十六保氏）いずれにしても、他の經書とこの保氏の六藝を齟齬なく説明するためには、なんらかの無理が必要

なのである。

(4) 注(3) 前掲阿辻論文が指摘する、顔師古の「小學謂文字之學也、周禮八歲入小學、保氏教國子以六書、故因名云」(『漢書』杜鄴傳注) がその一例である。また、同阿辻論文による前漢代の「小學」の用例の分析と小學という學問の成立に關する見解、ならびに漢代の識字教育の場の検討なども参照されたい。また當時の所謂小學書がどのようなものであったのかについては、福田哲之「說文解字」以前に於ける漢代小學書の諸相」(『集刊東洋學』六三號)、また同氏「說文以前小學書の研究」(創文社・二〇〇四年)を参照。

(5) 黄侃も、駁五經異義と文軒詩説を引いた上で、それらが『爾雅』が六藝を解釋しているという本旨を得ていると同時に、「漢志が『爾雅』を孝經に列した道理もまた明らかである。」としている。(『爾雅』略説)

(6) 『爾雅』が小學であるということは、たとえば『西京雜記』に見える。なお、『管子』弟子職が『漢書』藝文志において孝經の所にいることを、宇都宮清吉氏は、その理由を「充分理解できる」としているが、その内容が、禮の書物、曲禮や内則に似ているからとするなら、なにゆえ禮ではなく孝經にあるのが問題となる。(同氏「管子弟子職篇によせて」(『中國古代中世史研究』第五章、創文社・一九七七年) 参照。

(7) 識字を旨とする小學書と『爾雅』とは一線を畫そうという考えもある。しかしそれは、『小爾雅』の次に『弟子職』があることからもうまく説明できない。ただ、弟子職が小學にあるということは、小學が「教育」つまり周禮六藝を意識したものであることをうかがわせる。なお四庫提要は小學のたどった歴史をうまくまとめている。「古小學所教、不過六書之類、故漢志以弟子職附孝經、而史籀等十家四十五篇列爲小學、隋志增以金石刻文、唐志增以書法書品、已非初旨、自朱子作小學以配大學、趙希弁讀書附志遂以弟子職之類併入小學、又以



蒙求之類相參竝列而小學益多岐矣、考訂源流、惟漢志根據經義、要爲近古、今以論幼儀者別入儒家、以論筆法者別入雜藝、以蒙求之屬隸故事、以便記誦者別入類書、惟以爾雅以下編爲訓詁、說文以下編爲字書、廣韻以下編爲韻書、庶體例謹嚴、不失古義、其有兼舉兩家者、則各以所重爲主、悉條其得失、具於本篇」

(8) 道藝という言葉は既に郷大夫、州長、黨正、の條にも見えるが(たとえば「以攷其德行察其道藝」(郷大夫))、賈公彦はただ「道藝謂六藝」とのみ注する。

(9) 「以三德教國子、一曰至德、以爲道本、二曰敏德、以爲行本、三曰孝德、以知逆惡、教三行、一曰孝行、以親父母、二曰友行、以尊賢良、三曰順行、以事師長」(『周禮』師氏)

(10) 賈疏「經直言道、鄭知藝者、以其云道通物之名、是已有才藝通教於學子、故知此人多才藝耳、但才藝與六藝少別、知者見雍也云、求也藝、鄭云、藝多才藝、又憲問云、冉求之藝、文之以禮樂、禮樂既是六藝、明上云藝非六藝也、此教樂之官、不得以六藝解之、故鄭云道多才藝也」。樂の中に出てくるのだから六藝ではないということ、説明には窮する部分である。

(11) 大宰「三曰進賢、四曰使能」の鄭注「賢有善行也、能多才藝者」。なお、孫詒讓は、馬融が「道、六藝」(『太平御覽』工藝部)を引いたうえで、鄭玄も馬融と同様に考えたとし、大司樂注「道、多才藝者、德、能躬行者」を挙げ、道と藝が「義同」じであることを強調する。(『周禮正義』保氏)つまり、賈公彦は「此の道は、即ち上の師氏の三徳三行なり。」とはつきり言っているが、鄭玄が「養國子以道者、以師氏之德行審諭之而後教之以藝儀也」と注したことからすると、必ずしも賈公彦の言うように、師氏が道を、保氏が藝を教えるというのではなく、鄭玄は「師氏が徳を教えたのに對して、保氏は道を教える。」と考えていたことを示す。賈公彦と

鄭玄の違いについては、孫詒讓『周禮正義』を参照。ただし、孫詒讓は「養」の意味から、賈公彦を批判している。

(12) 先の保氏に「祭祀賓客會同喪紀軍旅」が擧がっていることにも注目しておこう。これらは端的に「王擧」すべてということになるだろうか。つまり、この六藝の教師たる保氏は、「王」の行動、あるいは「國事」といっても良いであろう、そのすべてについて意見を徴される存在であるということである。なおこのことは、保氏に續く「司諫」の記述に「時を以て其の德行道藝を書し、其の能ありて國事に任ずべき者を辨ず」（嘉慶阮元本は「辨」に作るが、阮元校勘記により「辨」に改める。）と言っていることが、この六藝があくまでも「國事」に對して重要であることを言っており、それは、六藝あるものは、單に有用な人材だということではなく、現實的にその技術が國事に役に立つのだということ、それが重要である。これは、言い換えれば、「個人の問題ではない」ということである。それは、後世考えられるような「藝術」というものの概念とはまったく異なる背景を持つことが指摘できる。つまり、あくまでも周禮六藝は、國事に關わる技術、あるいは國の世事に携わる人間の技術と意識される部分があるということである。『周禮』六藝にかかわるもの、とりわけ「書」は、「技術」から「藝術」へという轉換として捉えられることが多いが、このような「國事から個人へ」という側面も指摘できるであろう。しかし、すぐに氣づかれるように、『論語』雍也に「求や藝、政に従ふに於いてや、何か有らん」という發言もあるわけで、「藝」はいろいろなニュアンスを持っている。ただ問題なのは、「周禮六藝」という特定の「藝」が國事に關わることであるという意識が、その後に引きつがれていないということである。なお、趙壹「非草書」の「且草書之人、蓋伎藝之細者耳、鄉邑不以此較能、朝廷不以此科吏、博士不以

此講試、四科不以此求備、徵聘不問此意、考績不課此字、徒善字既不達於政、而拙草無損於治、推斯言之、豈不細哉」(『法書要録』卷一)は、これをもつて草書が「藝術」であるという方向に讀まれるようだが、それよりも、文字はそのような「舉選」にかかわるものであるという意識を讀むことが重要ではないのか。つまり、青木正兒が趙壹の發言を「是は草書が實用から遠ざかつて美術書に進んだ爲で」とする(『後漢の書學』(『青木正兒全集』七卷二七九頁)が、この文章に見えるように、「實用からとおざかった」ではなく、立身出世に係わらない、という要素に注目する必要があるのではないか、つまり、「實用と藝術」という對比とともに、「國用と藝術」という視點が必要ではということである。そして蔡邕の「陳政要七事疏」に見える「夫書畫辭賦才之小者、匡國理政未有其能」(『後漢書』蔡邕列傳下)もまたその方向から見直す必要がある。なお、書の藝術への展開については、近年發現の漢代書寫資料の分析に基づいた、富谷至氏による興味深い指摘がある。同氏『文書行政の漢帝國』(名古屋大學出版會・二〇一〇年)第Ⅱ編第二章「書體・書法・書藝術」を参照。

(13) 間嶋潤一氏は、孝廉を德行に、茂才を道藝にと明確に分けて解釋している(『鄭玄と周禮―周の太平國家の構想―』第一章第三節(八六頁))。また、この能者と賢者の問題は、『周禮』天官宰夫では「書其能者與其良者、而以告于上」として、能者と良者として語られており、そこでも「鄭司農云若今時舉孝廉賢良方正茂才異等」と、齒切れのわるい注がついているのは、うまく漢制にあわないからに他ならない。賈公彦も「先鄭云、若今舉孝廉者、謂孝弟廉潔賢良、即經中良者。謂有賢行而良善也。云方正者、人雖無別行、而有方幅正直者也。云茂才者、漢光武諱秀時、號爲茂才、即經云能者也、云異等者、四科不同等級各異、故云異等」として、むりやりかみ合わせようとする。

(14) この記事を、一方で儒教の徒を、一方で法家の徒を採用しようとしたとみるのはたとえば福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』第一章第二節(創文社・一九八八年)。要するに實務にひいでた人物を取ろうとしていたということだが、それは本文に述べたように、徳あるもの必ずしも役には立たぬということの裏返しでもある。

(15) 鄭玄は六藝のうち書だけに、「六書」として、實踐の細目でなく、原理を説いていることには注意が必要である。『周禮』六藝の「書」にそのような原理的部分が含まれていたのかどうかは、ここでは問題にならないが、あるいは單純に「書ける」ことであつた可能性はやはりある。六書の成立については、阿辻哲次『漢字學』(東海大學出版會・一九八五年)を参照。なお鄭玄も、徳との關係を説くところと、六書を説くところと、兩方あるのだが、實はそれはかみ合っていない。八才では、やはり六書は教えていないのではないかと想像されるのだが、ともかく、六藝の内容に五禮などの細目を注することになつて、うまくかみあわなくなつたのではなからうか。

(16) なお、六藝の射御のことを考えようとすると、いわゆる「武擧」についてもすこし注意しておく必要がある。六藝を、言わば文藝と武藝に分けて考へる發想は、既に内則に、「十年で「學書計」、成童(十五以上)で「學射御」とあることに起源を求め得る。(もちろん、六才で既に「かず」はおしえているのだが。)武擧に關する最初の記録とされる『漢書』成帝紀元延元年の條、「北邊二十二郡擧勇猛知兵法者各一人」(『陔餘叢考』卷二十八「擧人」「武科殿試」參照)を見ると、既に、單に武藝にひいでただけではなく、「兵法を知る」ことを條件にしていることも注目される。そして、射御を習わせる、という意味では、『續漢書』百官志引『漢官儀』「民年二十三にして正と爲し、一歳にして衛士と爲り、一歳にして材官騎士と爲り、射御騎馳戰陳を習ひ、八

月、太守都尉令長相丞尉、會して都試し、殿最を課す」があり、これは色々と解釋の可能性はあるようだが、(重近啓樹「秦漢の兵制をめぐる諸問題」(『殷周秦漢時代史の基本問題』(汲古書院・二〇〇一年))が、各説を紹介し、かつ、内容についても概観を與えてくれる。)あくまでも既に兵士となっている者に對して射御を習わせることであつて、その技藝を持つて、民間から直接取り立てるということではない。「習射御」、は月令孟冬の文で、『漢書』韓延壽傳にも見える。韓延壽が射御のことを習わせたというのは、まさしく『周禮』の(教育の)考え方に沿つたものだが、同處に語られる「都試」との関係は必ずしも明確ではない。都試については、しばらく『漢官儀』の都試のことだと考えておくが、それでは既に兵士である人の試験ということになり、教育としての「習射御」とはかみあわない。)なおこれと關連して、北宋慶曆三年に、「武學」が開かれたことは、以下に見る『崇文總目』の六藝ルネサンスと考え合わせると興味深い。(『日知錄』卷十七武學を參照)

(17) 『史記』蘇秦列傳表駟集解所引、『太平御覽』卷七五四など。

(18) この移動の是非について、鄭樵は班固を強く非難するが、章學誠はそれについての確な論評をしている。『校讐通義』「鄭樵誤校漢志」、また同處の王重民の通解を參照。

(19) なお『文心雕龍』は集部の文史類。

(20) この『崇文總目』の六藝重視については、かつて術數との關わりでふれたことがある。拙稿「術數類小考」(『陰陽五行のサイエンス 思想編』(京都大學人文科學研究所・二〇一一年)參照。